

## 第5回岩手県食の安全安心委員会会議録

日 時 平成24年7月13日（金）13時30分～16時

## 1 開会

○菅原委員長 ただいまから第5回の岩手県食の安全安心委員会を開催いたします。

本日出席している委員の皆様ですけれども、出席者一覧を御覧いただきますように、18名中14名の出席で、過半数に達しているということで、岩手県食の安全安心推進条例第24条第3項により会議が成立するということとなります。

金子委員は、都合により途中から出席、あの方方は都合により本日は欠席ということですので。

それでは、次第のほうを御覧ください。まず、副委員長の選出と、それから平成23年度における食の安全安心の確保のための施策評価というのが今日の開催の大きな議題になります。皆様から活発な御意見を頂戴したいと思っております。

前回の意見交換会のおきから、委員長が冒頭から進行を務めていくという、県の審議会としてはちょっと、皆さんが出ている会議と違う進行のように感じられているのではないかなど。冒頭からの委員長の進行で、私もまだ十分に慣れてはいないのですがけれども、この食の安全安心委員会は、条例で委員長がこの会議を集めるということになっているということとか、それから食の安全安心の確保に関する重要事項について、必要があるときは委員会から知事に対して建議ができるというように、他のいろんな審議会よりも委員会としての主体性の発揮が強く期待されている位置づけになっているということです。ですので、最初から委員長が議事を進めさせていただくということになりました。委員の皆様にも、県の中においても重要な事項を審議する委員会であるという認識をいただいて、活発に御意見を出していただくことが重要と思いますので、よろしくお願ひします。

## 2 あいさつ

○菅原委員長 それでは、初めに工藤環境生活部長さんからごあいさつをお願いしたいと思います。

○工藤環境生活部長 環境生活部長の工藤です。今日はお忙しい中、またお暑い中、このように御出席いただきまして、大変ありがとうございます。また、委員の皆様方には日頃よりそれぞれの立場で食の安全安心の確保に向けて取り組んでいただいておりますことに対し、お礼を申し上げたいと思います。

今日の委員会でございますが、次第にありますとおり、昨年度において県が実施いた

しました食の安全安心の確保のためのさまざまな施策がございますが、これにつきまして評価をいただきたいというのが最大の眼目でございます。

県では平成22年度に、岩手県食の安全安心推進計画というものを策定いたしました。これは、従来の食の安全安心アクションプランに替わる事業計画と位置付けています。また、食育推進計画というものをつくりました。いずれも年度末、23年の1月と3月に策定したのですが、いよいよこれらに取り組もうとした矢先に、御案内のとおり東日本大震災津波が発生したという状況でございました。県としても、これらの計画のもとで今後取組たいという考えはあったのですが、大震災津波により被災した方々に対する様々な支援活動、一例で申し上げますと、当部では生活関連物資の給与を最大の業務といたしまして、水の確保でありますとか、物資の相談とかさまざまな業務が入りまして、なかなか実際のところは手がつけられなかった部分がございます、予定した事業についても、結果として先送りさせていただいたものが多々ございます。それらについては、この後それぞれの項目の中で説明させていただきたいと思っております。そういったことも踏まえていただいて、今後どのように取り組んでいったらいいのかということについて、まず皆様方からいろいろ忌憚のない御意見をいただきたいと思っております。

2点目は、先ほど委員長のほうからもお話がありましたとおり、原発事故に伴います放射性物質等による食品の汚染に対する県民の不安が広がっているということを踏まえまして、6月中旬に急遽意見交換会を開催させていただきました。その際は、いろいろ貴重な御提言をいただき大変ありがとうございました。それを踏まえた対応についても、若干まとめた資料がございます。いま、食品の放射性物質汚染という課題に直面していることも踏まえながら、さまざま御提言をいただきたいと思っております。

なお、県では地球温暖化防止対策、あるいは省エネ対策ということで、弱冷房にさせていただいておりますので、上着などを脱いでいただいて、楽な格好で御議論いただければと思っております。

それでは、あとの進行は菅原委員長さんをお願いいたしまして、私からは以上とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○菅原委員長 ありがとうございます。

### 3 議事

#### (1) 副委員長の選任

○菅原委員長 それでは、今日の終わりの時間は4時ということでございますので、それに向けて皆さんも進行に御協力をいただくようお願いして、進行させていただきたいと思えます。

議事の1番目、副委員長の選任ということになっておりますが、皆さんも御存知のとおり、いま副委員長が空席になっております。そこで、条例の第23条第1項の規定により、委員の互選により副委員長を選任するということになりますが、どのようにいたしましょうか。事務局は、案がありますでしょうか。

○小向県民くらしの安全課総括課長 それでは、事務局から案を提示させていただきたいと存じます。

事務局としては、板井委員にお願いすることができないかと考えてございます。お願いしたい理由でございますけれども、先ほど部長のあいさつにもございましたとおり、現在食品と放射性物質の問題というのは当委員会でも意見交換会を2回開催するなど、県民にとって非常に大きな関心事になっているところでございます。副委員長の任期は、現在の委員の任期であります来年の10月末までということになるわけでございますけれども、この間食の安全安心を確保する上で食品と放射性物質の問題というのは大変重要なテーマになると思われるところでございます。

このような中で、放射線の研究も御専門にされておきまして、先般県が開催いたしました食品の放射性物質汚染による健康影響等を考えるシンポジウムにおきましてもコーディネーターを4度にわたり務めていただきました板井先生に、その御経験等も生かしていただけないかというのが事務局の案でございます。

○菅原委員長 事務局案では板井委員にお願いしたいというお話ですけれども、委員の皆さんの御意見は、何かあるでしょうか。

(「異議なし。」の声)

○菅原委員長 それでは、副委員長は板井先生にお願いするというところで決定させていただきたいと思えます。

それでは、板井副委員長、一言お願いいたします。

○板井副委員長 板井でございます。私は長らく予防医学の専門分野に籍を置いてきましたが、その中でも特に食というのは重要と思えます。実は県には様々な審議会がありますが、その中にはなかなか食関係の委員会というのは出てこないのです。そういうこともございまして、私としてもこの委員会の副委員長として、可能な限り務めさせてい

ただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○菅原委員長 それでは、よろしくお願いいたします。

## (2) 前回(23.12.16第4回委員会)の施策評価に係る委員意見への対応状況

○菅原委員長 それでは、次の議題に移らせていただいてもよろしいでしょうか。12月26日の第4回委員会の際、委員から施策評価に係る意見が出ましたので、それに対する対応について、まず事務局から御説明をお願いします。

○小向県民くらしの安全課総括課長 それでは、御説明申し上げます。資料1を御覧いただきたいと思いますのですが、その前に、今回の資料は約1週間前に資料ナンバー2、3の関係を送付させていただいておりましたけれども、一部修正がございますので、本日配付された資料で御覧いただければと思います。また、本日資料には、資料1、資料4、資料5、資料6を追加しております。あわせて、今回は評価ということになりますので、食の安全安心推進計画、あるいは食育推進計画という評価に当たって、計画本体が必要だという委員がいらっしゃれば、冊子を用意してございます。全員にお配りしておいたほうがよろしいでしょうか。

○菅原委員長 もし全員分あればお願いします。

○小向県民くらしの安全課総括課長 では、評価に当たって実際の計画もあったほうが十分御議論いただけるかと思っておりますので、配付させていただきます。

それでは、資料1の説明に入ります。これは、2月と6月に開催しましたのは意見交換会ということで、正式な委員会としては前回は昨年12月26日の委員会ということになるわけでございますけれども、この中で出されました御意見に対する対応状況ということです。前回の委員会におきましては、主にその前の年度の事業の評価について御審議いただいているということでございます。

まず、田沢委員、若生委員のほうからお出しいただきましたいわゆる計画の指標につきまして、関連する他の計画等にも盛り込む、あるいはそういった関連性がある部分について、しっかりそれぞれ関連性を持って計画を進めるべきだという御意見がございました。その辺、ちょっと2枚目の別紙のほうを御覧いただければと思いますけれども、これが食の安全安心推進計画と、あとは裏面には食育推進計画ですけれども、それぞれの体系ごとに指標を持っておりまして、関連する個別計画があるかという部分、この個別計画の中で同様の指標が記載されているかという部分を整理してございます。また、

あわせていわて県民計画の中で指標になっているかという部分を表にしたものでございます。御覧いただきますとおり、実は個別計画というのは、なしというのが多くなっておりますけれども、これは、従来県のほうではさまざまな個別計画、農業の個別計画であるとか、水産業の個別計画であるとか、いろいろ食に関わる個別計画がさまざまあったわけですけれども、それがどうもわかりにくいということで、いわて県民計画のほうに集約していこうという大きい流れがございます。ただ、法令であるとか条例、この食の安全安心推進計画も条例で定められている計画でございますけれども、そういった法令や条例に基づいて定めなければならないとしております個別計画もあります。

そういった状況の中で、なしというものが多いわけですけれども、その中でも一部、まだ個別計画もあるという中での表立てをしたものでございます。

それぞれの計画に策定の目的がございます。内容や指標の設定に濃淡があるということもございます。それゆえに必ずしもそれぞれの計画にそのまま一致するものではございませんけれども、先般の御意見を踏まえて、各計画の改定事項に当たりましては、他の計画との内容の整合性であるとか、指標の設定について、今後留意していきたいと考えているところでございます。

1枚目に戻っていただきまして、次に沼田委員のほうから御指摘いただきました。施策の評価をしていただいたわけですが、全体の傾向を一括りで評価しているというようなことで、必ずしも個別の取組の実績と一致しないという御意見がございました。これにつきましては、今回は全体の総括、資料2-1であるとか3-1という資料になりますけれども、これに加えて資料2-2、3-2といった個別の指標、あるいは取組といったものの資料をつけ加えるというように、様式を見直したところでございます。

次に、板井委員からは、計画の指標をパーセントで表す場合、母体の対象数など具体的な数字で示さないと実感が持てないというような御意見がございました。これにつきましては、後で総括のほうを見ていただければと思いますけれども、参考データとして調査対象、対象数、調査名等を記載して、そういった数字の母体となるものについて説明するよう工夫したところでございます。

次に、金子委員のほうから、食育という言葉を知っているという人が増えたわけですが、本当に浸透しているかどうか、そういった指標を考えていくべきだというふうな御意見がございました。これにつきましては、次回の計画策定における指標設定の際に参考にさせていただきますけれども、今回は具体的に個別の取組評価をできるように、個

別の事業について実績等を評価する中で説明していきたいと思っております。

以上で資料1の説明を終わります。

○菅原委員長 ありがとうございます。前回の指摘については、今回の資料に反映されているということですね。

それでは、特に意見はよろしいでしょうか。何かさらに発言はありますか。よろしいですか、次に行って。

### (3) 平成23年度における食の安全安心の確保のための施策評価

#### ① 岩手県食の安全安心推進計画【資料2-1、2-2】

それでは、今日の議題のメインテーマでありますけれども、平成23年度における食の安全安心の確保のための施策評価ということで、まず最初に食の安全安心推進計画について事務局のほうから御説明をお願いいたします。

○岩井食の安全安心課長 それでは、岩手県食の安全安心推進計画に関する施策の、平成23年度の実施状況について御説明させていただきます。

御承知のとおり、この計画は、本県の食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、岩手県食の安全安心推進条例第7条に基づき県が定める基本的な計画で、昨年3月に策定されたものです。

計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5箇年となっております。

したがって、今回は、計画の初年度である平成23年度の施策について評価を行うものです。

なお、当該計画では、計画の達成状況を評価するため、指標を設定しておりますが、計画自体には最終年度である平成27年度の目標のみが定められており、5箇年の各年度の目標値は定められていません。そこで、平成23年度の評価を行うにあたっては、年度目標を設定したうえで、それに対する実績と比較することで達成度を見ております。

それでは、資料2-1をご覧ください。

まず始めに、Iの主要指標の状況について御説明いたします。

食の安全安心推進計画では、大きく4つの施策体系に区分していますが、施策体系毎に目指す姿のイメージを示す代表的な指標を、主要指標として定めています。

その主要指標の状況は表のとおりで、施策区分Iの「安全で環境負荷の少ない食品の生産・製造等の推進」における主要指標である「営業施設のうち重点対象施設に対する

岩手版HACCPの導入割合」は、目標35.0%に対し、実績は33.1%で目標未達成、また、施策区分Ⅲの「食品に対する監視・指導の充実・強化」における主要指標である「営業施設を原因とする食中毒発生件数」は、目標0件に対し、10件の発生があり、目標未達成となりました。なお、施策区分Ⅱの「食品に関する信頼の向上と県民理解の増進」における主要指標である「購入する食品の安全性に不安を感じない人の割合」と、施策区分Ⅳの「食の安全安心を支える体制の整備」における主要指標である「食の安全性確保の取組が行われていると感じる人の割合」の二つの指標は、実績値の把握に、広聴広報課が毎年度行っている「希望王国いわてモニターアンケート」の結果を活用しているものですが、昨年度は、震災対応業務を優先するためにモニター調査が中止となったことにより、実績値が不明であり達成度を把握することはできませんでした。

次に、Ⅱの施策区分毎の取組に係る指標の達成状況ですが、23年度目標に対する達成状況は表のとおりです。表中、評価不能とありますのは、現時点でまだ実績が確定していないものや、先ほど主要指標のところでお説明したように、モニター調査が実施されなかったことなどから実績が不明なもの、もともと23年度の目標を設定していないものがあるため、実績が不明で評価できなかったものです。

また、例えば、「食中毒の発生件数」のように、目標がゼロ0件となっている指標については、発生がゼロであれば「達成」、1件でも発生した場合は「未達成」としました。

その結果、全体評価としては、評価不能な指標を除く32指標のうち、目標を達成又は概ね達成したのは22指標で、達成率は68.8%にとどまりました。

施策区分別にみると、施策区分Ⅰ及び施策区分Ⅱでは、達成率が60%以下であり、その要因として、生活支援物資の調達や避難所における衛生指導などの震災対応業務に追われ、法に基づく監視指導など、最低限やらなければならない取組みを優先し、普及啓発的な取組みについては大部スリム化が図られたこと、また、水産関係の施設数や生乳の細菌数のように、指標そのものが直接・間接的に震災の影響を受けたことなどがあると思われます。

逆に、施策区分Ⅲの及び施策区分Ⅳでは、達成率が80%以上と高く、これは、食品の生産から製造・加工・流通、消費に至る各段階において計画的な監視・指導が行われたことや、食品の安全性確保等に関する調査研究が計画どおり行われたことが反映された結果と思われます。



次に資料の2-2について御説明させていただきます。

こちらは、個別の指標ごとの達成度、23年度の実績評価及び今後の対応について記載したものです。

この様式は、表の左半分、指標設定の考え方の欄までは、推進計画に掲載されております「指標一覧」をそのままの形で載せています。そして、その右側に23年度の実績、達成度、その評価及び今後の対応等について記載してあります。前回のこの委員会での御意見を踏まえ、個別の課題が明らかになるような様式にいたしました。

時間の関係上、全ての指標について説明することができませんので、未達成となったものを中心にお話しさせていただきます。

まず、施策区分のⅠにおける未達成項目ですが、②、③、④、⑥、⑦の5項目です。このうち、②の「県産農産物における自主回収報告件数」ですが、実績の2件は、いずれも生産者団体の自主検査によりキュウリから残留農薬が基準値を超えて検出されたものです。③の「生乳検査における細菌数3万/ml未満の生乳の割合」ですが、これは、生乳の細菌数を先進地である北海道並みの水準に引き上げることを目指しているのですが、23年度は、震災によるエサ不足で、牛の栄養状態が悪化したため目標をクリアできなかったものです。④の「営業施設を原因とする食中毒の発生件数」ですが、目標のゼロ件に対し10件の発生があり、例年に比べても、多くの発生がみられました。⑥の「営業施設のうち重点対象施設に対する岩手版HACCPの導入割合」については震災の影響により、沿岸地域の保健所において取組みが遅れたこと、導入済みの施設が津波で流出し、代わりに仮設店舗等の形態での営業が増えたことなどが要因と思われます。⑦の「HACCPの考え方に基づき衛生管理を実施している水産加工場数」については、震災により水産加工場が被災したため、対応済み施設が4施設となり目標未達成となったものです。

次に、施策区分のⅡにおける未達成項目ですが、評価不能な項目を除きますと、①と⑥で未達成となりました。①の「JAS法違反による改善命令等件数」ですが、委員の皆様も記憶に新しいと思いますが、陸前高田市の業者が、中国産のワカメを宮城県産と偽って表示していた事案で、3月29日に改善の指示と公表を行ったものです。⑥の「米トレーサビリティ法の違反件数」ですが、一般消費者へ産地情報の伝達の正確性を確保するため、平成23年7月1日から義務付けられた産地情報の伝達が、十分に行われなかった事案が1件発生したため達成できなかったものです。

次の施策区分のⅢでは、⑦、⑩、⑪の3項目で未達成となりました。このうち⑦の「水産物に関する岩手県産地市場H A C C P対応指針適合水産物産地市場の割合」ですが、震災により、13あった魚市場の全てが被災し、実績が0施設となり未達成となったものです。⑩の「営業施設を原因とする食中毒の発生件数」及び⑪の「J A S法違反による改善命令等件数」については、先ほどご説明したとおりです。

次に、施策区分Ⅳですが、評価不能な①と23年度の目標設定のない③を除き、いずれも目標を達成しております。

なお、全部で38の指標のうち、施策区分Ⅰの⑦及び施策区分Ⅲの⑦の二つは、水産加工場や産地市場といった水産関係の施設数が指標となっていますが、震災により既存施設が被災したことから、震災からの復旧状況等を勘案しながら、今後のあり方について市町村や魚市場等と検討を重ね、指標の見直しが必要となれば見直したい旨の報告を、担当課から受けています。

以上、未達成の指標を中心に個別に説明をさせていただきましたが、震災の影響により目標を達成できなかったものについては、今後、通常業務に戻った中で、計画的に取り組んでいくことで、その年度の目標は、達成しやすくなると思われませんが、震災とは関係なく達成できなかったものについては、今後、取組みを加速させ、年度目標をクリアしつつ、最終目標もクリアできるようにすることが望まれます。

4ページ以降の施策毎の具体的取組の評価につきましては、説明を割愛させていただきます。

食の安全安心推進計画については、以上です。

○菅原委員長 どうもありがとうございました。

それでは、皆さんのほうから御質問や御意見を拝聴したいと思います。

○板井委員 前回の要望に対して、数字を示していただいていたと思います。ただ、残念な部分ですが、今回の資料で、特にアンケートについては回答数しか示していないので、例えば1万人に配っているやつものなのか、1,000人に配っているのか、仮に80%の回答率なのか、20%かでは大分違ってきます。ですから、そこら辺、何人に配って、回答が何人からなののかについてもお示しいただければ、よろしくをお願いします。

○菅原委員長 その他、皆さんから御意見などございませんか。

○田沢委員 指標の取扱ですが、これでいいのかなという疑問ですけれども、一つは全体評価で、22指標で達成率68.8%ということですが、ではその68.8%というのは

どういうことを全体的に意味するのかというようなことがわからないのではないかと思います。そのうち疑問の一つは、特に大きな3番の食中毒に関する部分なのですが、これって定量的な評価になると思うのです。発生件数ゼロという目標は確かにそうなのですが、それを他の指標と一緒にしてしまっているのかなど。もし一緒に評価することが難しいのであれば、過程の評価をして、その過程のほうの指標を評価に入れるとかしたほうがいいのかなどという気がします。

あとは、何年か経過して、この指標はあまり使い物にならないなどというのがあれば、どんどん削って行って、わかりやすいものにしていく、代表的な指標だけにしていったほうが、評価につながるものになるのではないかなと思います。

それから、あと震災の影響でちょっとできなかった取組があると思うのですが、逆に、今後震災の復旧、復興のための事業と重ね合わせてやっていくものがあるとしたら、それも新たな指標にしていったほうがいいのかと思います。これは、食育部門も同じだと思うのですが、実際に現地の人と話をしてみると、震災以前よりも意欲的になったり、意欲的に進めているという方々もいらっしゃいますし、そういう評価も、これからの復興に向けて、県の事業評価として重要になってくるのではないかなと思います。

○菅原委員長 どうなのでしょう。何か回答はありますか。

○岩井食の安全安心課長 まず、全体評価の部分の指標の数で、例えば今回達成度が68.8%となっていますけれども、それについては、前回の委員会でも指摘がありました。しかしこれは、まず全体の傾向はどうかという、どのくらいの指標があって、全体としてはどの程度達成されたかというのを見るために、総括的な評価をしているもので、その上で個別の指標について、資料2-2のほうで細かく評価していくという方法を取らせていただいております。

それから、震災の影響による取組のいかんですけれども、確かに田沢委員からお話がありましたように、この震災をきっかけにして、例えば食育に対する重要性を改めて認識したいというような御意見もあることは承知しております。そういうことで、今後の取組の推進が期待されますけれども、これについては、この計画に基づく指標を目標に取り組んでいくことによって、カバーできるのではないかと考えております。

○菅原委員長 指標を変える、震災の復旧、復興に関わる指標までは盛り込む予定はないと理解していいですか。田沢委員のほうは、もう少し踏み込んだほうがいいのかはな

いかという御意見だろうとは思いますが、検討していただくかどうかは別として、こういう意見が出たということだけは確認しておいていただければと思います。

あとは皆さん、御意見ございませんか。

○高橋委員 1ページになりますが、③の生乳検査における細菌数3万パーミリリットル未満の生乳の割合のところです。震災直後から搾乳の機械が動かさないという非常に不衛生な状況があったというふうに思います。ただ、栄養状態の悪化を原因に挙げている点が、ちょっと疑問に思ったところです。では、栄養状態が悪くなると母乳も悪化するということなのか。改善されると細菌が増えるのかどうかという疑問。機械が正常に作動しないことも要因だったのではないか。

○菅原委員長 関係課から回答がありますか。

○及川畜産課振興・衛生課長 震災の停電によって、搾乳機器が全滅したという要因もございませうし、ただ、栄養不足によって栄養のバランスが崩れた場合に、細菌数に影響を及ぼすということについては調べてございませうので、そのような点も踏まえて、総合的に評価をしているものでございませう。

○菅原委員長 他にございませうか。

○柴田委員 私も3番の食品のところの今後の対応で、いま高橋委員からのお話の中でちょっと疑問を持ちました。搾乳手順の徹底という言葉ですけれども、もし震災がなかった場合には、搾乳手順というのはあまり問題がなかったのか。むしろ搾乳環境の確保とか、そういうふうなほうに目を向けていくべきなのかなど。現実に、周りの酪農家の方の話も聞いてみると、搾乳手順ではないというようなことで、このあたりに疑問を持ちました。何かこの言葉を考えていただければと思うのですが。

○菅原委員長 皆さんの御意見を伺っていると、表現について少し吟味していただきたいという御意見だと思います。よろしいでしょうか。

(「はい。」の声)

○及川畜産課振興・衛生課長 貴重な御意見ありがとうございます。適切な搾乳の手順は、乳質改善の基本事項でありますので、これに対する総合的な取組が不可欠であると捉えており、我々もいろいろ検討しながら、総合的に評価して記載しておりますが、貴重な御意見として承りたいと思います。

○菅原委員長 では、そのほか御意見はありますか。

○田沢委員 ノロウイルスのところですが、1番の安全で環境負荷の少ない食品の生産

・製造等の推進の④です。ノロウイルスはなかなか、解決できないで来ているのということだと思えるのですけれども、これゼロを目標にしていいのでしょうかということと、もう一つ、具体的な対策として進んでいるのかということです。この点、大きな4番の食の安全安心を支える体制の整備の③に関わって、環境保健研究センターの研究事業があるのですけれども、この辺で、例えば循環経路での原因に関する研究が進んでいるというふうなことがあったら教えていただきたいし、そういうことを書き込めばいいのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○菅原委員長 担当課では、いかがですか。ノロウイルスの関係のところ、皆さん気になる場所だと思います。

○岩井食の安全安心課長 今回のノロウイルスの食中毒については、営業許可施設を原因とする発生10件のうち7件で見つかったわけでございます。そのうちの5件が12月に集中して起きておりまして、事例の中には、カキの関与が疑われる事例、あるいは人の手がかかる仕出し料理という事例がございました。これは、今回の震災で浄化槽等の衛生施設が壊れたこと等の影響が大きく影響しているのではないかと思います。いずれそういった状況を把握した上で、食品の食中毒の防止ということについて、営業許可施設に対する衛生管理の指導も徹底してまいりたいと考えております。

○田沢委員 研究のほうは、海に流れる汚水のことを調べているのですけれども、あとは何か県として、廃棄物処理、汚水処理の問題として対策を考えていらっしゃるのでしょうか。

○谷藤環境担当技監 環境担当技監の谷藤と申します。

ノロウイルスの発生源として、一つは下水処理施設が考えられるところです。それとの因果関係に関する研究ということで環境保健研究センターで進めてきているのですけれども、その明確な知見というところまではまだたどり着いていないというのが実情と理解しております。

あとは、そういう汚水の入るところでノロウイルスが確認されるということでありますので、対応策としては、汚水処理施設から出てくる排水の消毒対策、こちらの徹底を当面進めたいところがございます。

○菅原委員長 いいでしょうか。

そのほか何か御質問や御意見はございませんか。

○岩井食の安全安心課長 先ほど板井委員から御指摘のありましたモニターアンケート

の回答数ですけれども、2ページ目の⑦の22年7月にやったモニターアンケートについては、回答率が87%となっております。

○菅原委員長 そのほか皆さんのほうから御意見や御質問はございませんか。

○千葉委員 水産関係のことでお伺いします。水産加工の業者さんがたくさんあるわけですけれども、震災前に沿岸部を回ったとき、安全・安心の取組に結構地域差があって、まちまちだなという印象でした。県も色々と取り組んでおられたところ、震災がありました。HACCPの施設とかの整備にはお金もかかることですし、今までの対応と、そういう状況も踏まえての今後の対応で、何か変化、違いが出てくるのではないかと思うのです。この辺はどうでしょうか。

○村瀬水産振興課主事 今までのようにある程度整った施設から導入するというだけでなく、被災地の復旧状況に応じた、一層の取組の強化が必要と思います。やり方についてはまだ決まっていないのですけれども、具体的な取組について課内で検討しているところです。

○小向県民くらしの安全課総括課長 いま水産のサイドのお話をいただきましたが、我々食の安全サイドのほうとしては、今までのところへ追加するというものというよりも、委員からお話のあったとおり、ゼロから始めるということになる施設が多いのかなと思っております。逆に、そこの最初のところの計画なりから、再建に着手するところから指導や調整に入って、HACCPなりというものをきちんと取り入れてもらうことが必要なのだと。一つのチャンスとして捉えてやっていくという部分もあると思いますので、水産サイドと食の安全のサイドと連携しまして、その辺十分取り組んでまいりたいと思います。

○菅原委員長 ありがとうございます。

そのほかは何か御意見はありますでしょうか。大体出尽くしましたでしょうか。いいですか。

(「はい。」の声)

○菅原委員長 それでは、ちょっと総論的なまとめをしなければと思うのですが、まず今年、震災を受けてかなり変則的な評価となっているということを前提に、評価をしなければいけないというふうに思っております。ですけれども、それにしても達成できていない項目もかなり多いので、むしろ震災によって達成できなかった項目と、震災に関係がなく達成できなかったのか、どうなのかというところを少し区分けして評価なさ

ったほうが、もっとわかりやすく良かったのではないかなというふうに思いました。それらをくつきり分けることができないのかもしれませんが、何か通常の状態のものとして評価できなかったか。例えば、食中毒の10件というのは確かに多いかなというふうに思いましたので、私もちょっと質問したいと思ったら、皆さんから質問が出て、答えもありましたので、あえて質問はしませんけれども、この10件が震災の影響なのか、そうではなくて、通常するときでもこうなるのかというあたりの背景もぜひ見ていけば、もう少し評価も変わってくるかもしれないなと思うところです。

それで、水産の話も今ちょうど出ましたのでよかったなと思っているのですが、この評価を見ていると、どこも何かどうしていいのかわからないみたいな形になっているのですけれども、そうではなくて、やっぱりいま課長さんからも御回答いただいたように、今回のそういった震災でゼロベースになったところもあるかと思いますが、むしろ新しいシステムのあり方というようなことでやっていただければ、今回の震災を受けてもっと安全なものに組み替えるチャンスでもあるのではないかなと本当に思っています。関係課でよく検討なさって、食の安全安心のところについては、より高度なシステムをつくっていただけるような方向にしていきたいということがあります。

そういうことで、平成23年度は震災を受けて大変な状況だったと思いますけれども、未達成の部分については今後も来年度以降、しっかり取り組んでいただいて、24年度、25年度と着実に進めていただく方向でお願いしたいと思います。

## ② 岩手県食育推進計画【資料3-1、3-2】

○菅原委員長 では次に、施策の評価について入りたいと思いますので、事務局の説明をお願いします。

○岩井食の安全安心課長 それでは、岩手県食育推進計画に関する施策の、平成23年度の実施状況について御説明させていただきます。

御承知のとおり、この計画は、食育基本法第17条に基づき、本県における食育に関する施策について定める計画で、平成18年2月に5年間の計画として策定され、その後、昨年3月に、これを改定するかたちで、新たに平成23年度から27年度までの5年間の計画として策定されたものです。

したがって、食の安全安心推進計画と同様、今回は、計画の初年度である平成23年

度の施策について評価をお願いするものです。

なお、評価に当たっては、食の安全安心推進計画と同様、年度目標を設定し、実績と比較することで達成度を見ております。

それでは、資料3-1をご覧ください。

まず始めに、Iの主要指標の状況について御説明いたします。

食育推進計画では、大きく4つの施策体系に区分していますが、施策体系毎に、「目指す姿」指標として、主要指標を定めています。

その主要指標の状況は表のとおりで、施策区分Iの「望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進」の主要指標である「朝食欠食の割合」については、中学生と高校生で目標を達成しましたが、小学生では0.1%及ばず未達成となりました。施策区分IVの「地域に根ざした食育の推進」の主要指標である「市町村食育推進計画を策定している市町村の割合」も、目標の80%に及ばず、未達成となりました。これら以外の主要指標である「肥満傾向のある割合」、「食の安全性確保の取組が行われていると感じる人の割合」、「学校給食における県産食材の利用割合」については、実績値の把握に利用している学校保健統計調査や県民モニターアンケート調査、文部科学省の調査が、いずれも震災の影響により実施されなかったことから実績が不明で、評価不能という結果となりました。

施策区分ごとの取組に係る指標についてみても、震災の影響により、まだ実績が確定していない指標や、国等の調査が行われなかったために実績が不明な指標が半数を占めるなど、現段階で評価不能な指標が多くありました。

全体としては、評価不能な指標を除く12の指標のうち、目標を達成又は概ね達成したのは5指標で、達成率は41.7%と厳しい結果となりました。

その要因としては、避難所や仮設住宅における健康相談対応や栄養指導など震災対応業務が優先された結果、取組みの全部又は一部を休止したり、沿岸部の市町村では、取組みの実施を見合わせざるを得なかったことなどが考えられます。しかしながら、今回の震災により、改めて食育の重要性を認識したという市町村も多いと聞いており、今年度、新たに食育推進計画の策定に向け検討を始めることとしている市町村もあるなど、今後の取組みの推進が期待されます。

次に、資料の3-3により、個別に指標の達成状況を御説明します。

なお、網掛けされている主要指標については、先ほど御説明しましたので、それ以外の指標について御説明いたします。



まず、施策区分Ⅰの「望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進」ですが、③の「むし歯のない者の割合（3歳児）」、④の「甘い食べ物や飲み物をおやつとして1日2回以下にしている者の割合（3歳児）」、⑤の「毎日仕上げ磨きをする者の割合（3歳児）」、⑥の「フッ素塗布を受けたことがある者の割合（3歳児）」の4指標は、23年度の集計がまだできていないことから、現時点においては評価不能となっています。

⑦の「学校における生活習慣病等に関する個別指導体制整備と実施」は、個別指導がすべての学校で行われることを目指すものですが、小学校で77.9%、中学校で61.7%、高校では22.5%と、いずれも未達成となりました。

⑧の「肥満防止取組状況」については、小、中、高それぞれの目標に対し、中学校、高校では目標を達成しましたが、小学校では未達成となりました。

次に、2ページになりますが、施策区分Ⅱの「食の安全安心を支える食育の推進」の②の「消費者を対象とした食の安全安心に関する出前講座等の実施回数」は、震災の影響で下半期からの実施となったため、年間50回の目標に対し42回の実施に留まりました。

施策区分Ⅲの「食料供給県としての特性を生かした食育の推進」の②の「体験型教育旅行実施小学校の割合」は、23年度の実績がまだ確定していないことから評価不能となりました。

施策区分Ⅳの「地域に根ざした食育の推進」の②の「食育月間、食育の日に取り組んでいる市町村の割合」ですが、被災した沿岸部の市町村のほとんどで、予定していた取組みが中止となったことから、取組みを行った市町村は約半数に留まり、目標の80%には届きませんでした。

以上、初年度は、取組みの評価が不能なものや、目標を達成できなかったものが多く、今後の取組みの強化が望まれますが、今回、評価不能な指標が多かったことから、委員の皆様の実感としてはどうか、お聞かせいただければと思います。

なお、食育推進計画では、震災の影響による指標の見直しが必要なものは無いことを確認しております。

3ページ以降の施策毎の具体的取組状況については、説明を割愛させていただきます。

私からの説明は以上です。

○菅原委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問や御意見をお願いいたします。

○板井委員 二つあります。

まず一つ目、教えていただきたいのですが、資料3-1で成果指標数というのはわかったのですけれども、取組数というのは何なのでしょう。

○岩井食の安全安心課長 食育推進計画の中で県が取り組むことにしている取組項目数でございます。

○板井委員 成果指標数というのは、ここに記載している。それは今、先ほど・・・。

○岩井食の安全安心課長 取組数については、説明のほうは割愛させていただいたのですけれども、資料の後ろのほうの個々の取組、3ページ目からでございます。

○板井委員 そうすると、例えばIは取組が31あるのだけれども、その中の18について成果を見ますという、評価しますという数字ですか。

○岩井食の安全安心課長 31の取組の指標が18あるということです。取組と指標がリンクしているものではなく、取組イコール指標ではない。例えば、Iの望ましい食習慣の形成に向けた食育の推進という施策区分の体系の中で、県が取り組む事業の数が31あると。

○板井委員 例えば指標が一つあって、それに対して例えばこの学校、この学校、この学校についてやりましたと、このうち・・・。

○岩井食の安全安心課長 その関係については、指標のあとの3ページ目以降を見ていただければわかるのですけれども。

○板井委員 そうすると、またさっきの田沢委員の質問にもあったと思うのですが、評価を単なる成果指標の分の形ではなくて、そこに取組数の評価が入ってくるべきではないかなというふうにちょっと思ったのですが、そこはまた、いまお話を聞いてまたよくわからなかったの。

○岩井食の安全安心課長 個々の取組の評価につきましては、3ページ以降の23年度の実績・課題というところが、個々の取組の評価になるということです。

○板井委員 次の質問をさせていただきます。虫歯に関するところで、資料3-2の1ページ目、③、④、⑤、⑥とありますね、次の3ページの虫歯予防の支援のところ、4番のフッ素と、それから5番目の研修会等を通じた噛むことの大切さというのがあります。ここの中で私が疑問に思うのは、フッ化物洗口というのは悪いわけではないのですけれども、基本的には生活習慣、つまりブラッシングであるとか、甘いものを控えるとか、そっちを優先して取り組むべきで、フッ素というのはあくまでも二次的なものであると考えればよろしいと思います。どうして3ページのほうでは、フッ化物洗口云々

ではなく、甘いものを控えるとか、毎日歯磨きしているかということに対しての積極的な取組や支援というのが入っていないのか、ちょっと疑問です。

○栃内健康国保課医務主幹 先ほども、県民くらしの安全課から説明がありましたけれども、指標と取組というのは必ずしもリンクしていなくて、ただ、先生の御意見も参考にして、今後指標等の見直しを考えたいと思っています。

○菅原委員長 そのほかはいかがでしょうか。どなたか御質問とか御意見はありませんか。

○若生委員 二つあります。一つはⅡの②の消費者を対象とした食の安全安心に関する出前講座等の実施ということで、これは実施回数のみ記載されているのですが、震災の後、放射能の問題等もありまして、内容自体にもやはり変化があったのかどうか。今までどおりの出前講座という意味だけなのか、それとも震災後の放射能に関する啓蒙とか、そういうことに関して市民への情報提供みたいなものも加わったのか、その辺のところをもう少し細かく教えていただきたいというのが一つです。

それから、あとⅢの食料供給県としての特性を生かした食育の推進というところで、地場産品を使うということに関して、特に県南では使いたくても使えないという事情が出てきたのですけれども、その部分で目標、指標を達成できなかったことについて、もう少し記載があってもよいのではないかと思いました。その点についてお伺いします。

○岩井食の安全安心課長 出前講座の内容ですけれども、震災に伴う原発事故による放射線影響と食品の問題についての出前講座をお願いしたいという御要望が中にはあります。そういった要望が、24年度になって非常に増えてきているという現在の状況でございます。

○菅原委員長 昨年度はどうだったのでしょうか。

○岩井食の安全安心課長 23年度は、全部ではないですけれども、中にはそういった放射性物質と食品の関係についての講座をお願いしたいというのもありました。ただ、24年度になってからは新しい基準ができたということもあると思うのですけれども、ほとんどがそういったテーマでやってきております。

○菅原委員長 給食のほうについてはいかがでしょうか。

○菊池スポーツ健康課施設・学校健康担当課長 学校給食における県産食材の利用の指標ですけれども、記載のとおり、平成23年度につきましては、国の調査が実施されなかったため、具体的なデータがないものですから、例えば県南のほうでの影響ですとか、

そういう部分もあろうかと思うのですが、具体的なものとして言及できるようなデータを把握できる状態でもないので、ただそういったところについては、今後の対応について、記載も含めて検討しながら、考えていきたいと思えます。

○菅原委員長 昨年度は無理だったけれども、今年度については少しその辺のところもデータとして集めていただけるのでしょうか。

○菊池スポーツ健康課施設・学校健康担当課長 これは文部科学省の調査で、調査自体も全部の学校ではなくて、50校に1校とか、サンプル的な調査になります。あと、この文部科学省の食材ベースの調査とは別に、重量ベース調査も実施しておりまして、そういったところで今年度また何かデータが取れるかというのは検討していきたいと思えます。

○菅原委員長 県にはたしか重量ベースの目標があったと思えますので。

○田沢委員 大きな3番の食料供給県としての特性を生かした食育の推進のところ、成果指標として取り上げているのが二つなのですけれども、ただその取組内容としてはいろんなことをやっているわけですね。だから、指標の選び方によっては、ここは何か大きく変わっていくのではないかなと。例えば、食の匠の活動支援とか食生活改善ボランティア等の活動支援とか、そういったものはやられているのではないかなと思うのですけれども、その辺りはいかがでしょうか。

○小向県民くらしの安全課総括課長 指標の取り方でございますが、5年間の計画ということでございますので、これはある程度確定した指標で年次、年次を比べていく中でその達成度を見ていくという部分がございます。今回さまざまな影響で評価不能という部分が出ましたけれども、本来はこの調査自体が行われて、年次、年次で評価という形が望ましいものでございます。そういった意味で、今回は評価不能の部分がございますけれども、今後に向けてということで、その指標等については比べていただけるのかなと思えますし、あとはぜひお願いしたいのは、今回説明は省略いたしましたけれども、個々の事業について記載しております。田沢委員からもいろいろ御指摘いただいた部分でございますけれども、こちらの部分についてもいろいろ取り組んでいるという部分、本来なら一つ一つ各課が説明しなければならぬわけですがけれども、時間の関係がありましたことから事前に資料を配付したということで説明は省略しております。こちらの事業自体も見ていただきまして、いろいろ御意見をいただければ、その御意見を参考にしながらさらに取り組んでまいりたいと、そのように思っております。よろしくお願

します。

○菅原委員長 そのほか皆さんから御意見はありませんでしょうか。

○千葉委員 資料3-2の上から7番目、学校における生活習慣等に関する個別指導体制整備と実施のところ、ここでは、何をするかということを確認にして取り組む必要があると思うのですけれども、生活習慣の個別指導と一口に言っても難しいと思うのです。これが特に今後の対応のところになると、栄養教諭の職務内容とあるのですけれども、栄養教諭というのは栄養士だったりすると思うので、栄養状態の指導でしたらば、自分たちもいろいろ考えられると思うのですけれども、生活習慣というふうに少し大きなくくりになると、なかなか難しいものがあるのではないかと思いますので、ここに言う個別指導というのはどういうものなのか、そこを教えてください。

○菊池スポーツ健康課施設・学校健康担当課長 栄養教諭につきましては、栄養士が教諭の資格を取って栄養教諭になるということで、授業での指導も行います。ここで個別指導といいますのは、まず、集団指導は、生徒を対象に食べ物に対する知識だとか、おやつのお食べ方について指導するものですが、肥満傾向のある子供たちには個別に相談指導を行うだとか、栄養教諭だけではなくて担任の先生とか、校長以下で学校の体制を整えて、指導をするものです。例えば、国の委託事業で、栄養教諭を中心とした食育推進事業があって、県内で実施した例としましては、すくすくノートといった連絡帳を作って、指導を記録した個別指導の例があります。

○千葉委員 そうすると、どちらかというと、生活習慣の中でもかなり栄養の部分のところに特化した形で、学校でのそういった指導をするということでしょうか。

うちの学校でも栄養士を養成していますので、栄養教諭の役割等は十分承知しているつもりですが、経験豊かな方が栄養教諭の資格を取っても、なかなか生活習慣全体の指導ということは難しいので、それも役割の中に入っているのか、その辺がちょっと私のほうでもわからないものですから伺ったところです。

高校のほうで指導を実施していて、課題があるということは、これは進学等で時間的に取れなくなるというようなことなのか、もっと別のところに問題があるのか、その辺いかがでしょうか。

○菊池スポーツ健康課施設・学校健康担当課長 1点目は、実は栄養士さんや栄養教諭さんの現場を詳細に把握しているわけではないのですが、基本的にはやはり栄養面での指導というのを中心にやっているものと考えています。

それから、2点目の高校のほうは・・・。

○千葉委員 個別指導の体制に課題があるというふうに書かれていますが、この課題というのは、進学とかそういうことでこういう指導をする時間的な余裕がなくなってくるということなのか、もっと何か別の意味合いがあるのかということですか。

○菅原委員長 いかがでしょうか。

○菊池スポーツ健康課施設・学校健康担当課長 そうですね、やはり高校生となると、そういう学業だとか、そういったほうに時間をという面もあろうかと思いますが、ちょっとここについては申し訳ございません、後で正しいことをお伝えさせていただきたいと思います。

○菅原委員長 高校は栄養教諭がいなくて、栄養指導、生活習慣を指導する連携が整っていないという話だろうと思いますが。

○大石委員 栄養教諭の立場からお話ししたいと思います。私は小学校の栄養教諭をしております。まず、栄養教諭の職務には、給食のほうと、指導の部分がありまして、先ほどお話ししたとおり、指導の部分でも集団指導と個別指導があります。個別指導の中身としては、ここにあるように肥満に関すること、それだけではなくて例えば痩身、やせの子に対する指導、それから偏食の子に対する指導、それからスポーツをする子に対する指導、こういったものが主な個別指導の内容として挙げられております。なので、肥満だけをやるということではございません。

しかも、栄養教諭だけでやるのではなく、ここに書いてあるとおり組織として、学校として指導しなければなりませんので、栄養教諭だけではなく養護教諭、学級担任、それから管理職といった組織づくりをして、その組織として体制を整えて指導するということがなかなかできないということで、この未達成の数値になっているかと思います。

それから、先ほど委託事業でやったということでしたけれども、やはり委託事業というのはピンポイントで行われた事業であって、県内各地にそれが浸透しているかということは、どうかなというところが現場で働いている者として感じるところです。

○板井委員 今の話に関連してですが、実は、生活習慣の個別支援というのは物すごく大変なのですね。それに関してやるとなると、おそらくもちろん栄養士さんだけでは物すごく負担がかかります。ですから、特に千葉委員さんがおっしゃったように生活習慣等と書くと、そういう意味では誤解が出て来ると思います。

それで、今のお話を聞くと、評価以前の組織づくり云々という話の問題になってしま

うと思うのですが、できればそういうことをやって、例えばBMIならBMIを取って、それで効果があったのかどうかという部分を評価していただければ、そうすると本当の評価になると思うのです。今のままですと、何か、そういうことをやっているか、やっていないかという段階で終わってらっしゃるので、ぜひ今後の課題としては、そういうところまで、やった結果どうなったのかというところまで出せるように持って行っていただきたい。これは希望です。

○菅原委員長　そういう仕組みとして、ではやった結果どうだったのかと、そういう関連づけで見ていただきたいという意見でした。そのほか、いかがですか。

○若生委員　高校生の問題について、私も常日頃感じているところなのですが、確かに進学等々でいろいろ時間がとれない年代ではあると思うのですが、次に社会に出ていく年代の人たちがやっぱり食に関してあまりにも体験も関心もないまま社会に出てしまっているので、それに対して岩手県として何をするのかというのが、この指標を見ても出てきていない。問題があるところを拾って、例えば肥満の場合とか、何か生活習慣上で問題がある場合を特化して言っているけど、一般の大勢の高校生に対しての働きかけというのがちょっと見えないので、ぜひそこを入れておいて欲しいなというのが一つです。

今はほとんどコンビニとかもできて、自分でつくらなくても食べられるような錯覚に陥って、何か本当に食に関しての感覚が随分変わってきているような感じがするので、やっぱりそれに対して岩手は岩手で獲れるもの、あと本当にそういう食材自体の持っているものをしっかり摂って健康に暮らしましょうというところを伝えていきたいのであれば、それが見えるような指標の拾い方とか、もっと積極的な働きかけが出てくるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○菅原委員長　いかがでしょうか。一応3ページの取組のあたりには、記載されてはいますが。高校生については、この計画をつくるときにも今回の目標、ターゲットは高校ですよねという話にはなっていたように記憶していますが、この辺の評価、高校に対する指導の評価ということだと思います。

○菊池スポーツ健康課施設・学校健康担当課長　実際のところ、高校には栄養教諭さんが配置されていないという点と、あと高校では、夜間の定時制での夜間給食ということ以外は給食がございませんので、そういった、直接食を通じてというか、食育に関する直接の指導というのは、小中学校を中心に実施しているのが現状ですけれども、資料3-2の3ページにもございますが、高等学校において家庭科をはじめとする関連教科等

における食に関する指導の体系付けというふうな形で書いておりますけれども、学校の関連する教科の中でそういった指導をしていただきたいという形で、平成24年度の計画欄のところ、モデル校を設定して食育についての取組を行うとあります。これは、県内の高校1箇所を指定しまして、そういう食育の授業というものに取り組んでもらって、研修会を通じてという形にはなるのですが、他の高校の先生方に波及させていくというふうな取組を24年度は計画しているのですけれども、御指摘のとおり、高校の中での指導ということについても、今後検討しながら取組を続けてまいりたいというふうに考えています。

○菅原委員長　ということで、確かに一つここで特出しで高校というのが出てきていたというふうには思っていましたけれども、なかなか今回の高校の実績は厳しかったなという感じではありますので、取組の実際の年度計画のつくり方とか食育担当者の配置の仕方を見ても、まだまだ高校は小中のレベルには到底達していないというようなことです。モデル校1校ということで、やらないよりはましとは思いますが、もう少し本日の意見を踏まえて取りかかれる方策について考えて欲しいなと私も思います。

○小川委員　すみません、勉強させてください。食育は対象を小学校とか中高生となっておりますが、例えば大学生とか主婦とかについて、何か食育の一環だということで、例えば学校生協も対応したりなんかして、具材を提供するとか、あと一部産地の関係では、産地というか・・・、小さいうちからいろんな教育するということがありますけれども、社会人や大学生は、ここの数字を見てもどんどん、肥満も多くなり、それからそういう指導もできなくなって、実際は難しいと思うのですけれども、まずそういうことはやりやすいところではやって、できないところではやらないみたいな、何かそんな感じを受けるので、要は、県ではそういうふうなことです、これ国の食育とかでは、対象みたいなのが幅広くなっているのかどうか、もしわかれば。

○菅原委員長　大丈夫ですか。私が答えますか。

○小向県民くらしの安全課総括課長　まず、いま御指摘いただいた部分を考えますと、資料3-2の3ページを御覧いただければと思います。ここに、大きく施策として幼児等の健全な食習慣の形成、そして2番目として小学生・中学生・高校生、そしてもう一枚めくっていただきますと、4ページ目になりますが、生涯にわたる健全な食習慣の形成というのが一つの大きい施策として取り上げられております。また、国の食育基本法からのそういう食育の流れというのは、小さい子供だけではなくて、生涯にわたってや



はり食育、食習慣というものを大切にしていくという部分で体系づけられていると御承知いただければと思います。委員長のほうから補足いただければと思います。

○菅原委員長　ということで、一応県の計画自体も生涯にわたるというふうな形で今回作られてはいるのですが、指標に取りやすいものが、指標として最初に出ているので、だから小さい子供たちだけがターゲットになっているというふうに見えるかもしれないのですけれども、取組自体は生涯にわたってというようなつくりになっています。食育というのは、対象は幼児から高齢者までとなっています。

○早川委員　食育についてなのですが、私は岩泉の食生活改善グループの一員ですが、よく小中学校、高校とお邪魔しまして、食育についてというか、郷土料理についてお世話になって交流を深めております。その中で、高校生ですけれども、細い、細過ぎる男女が結構目につくということが話題になります。ですから、肥満のほうを指導するのもいいのですが、あまり体形を気にして細くならないような指導も、あわせてやっていただければいいのかなと思っております。

○菅原委員長　御意見ということでよろしいでしょうか。

○早川委員　はい。

○板井委員　高校生になるとなかなか難しくなってくると思うのですが、小学校、中学校の場合、これ親に対する食育といたらいいか、それはどう考えているのか。結局、小学生といっても親でしょうから、そこに取組がないと。学校で栄養教諭がいくら頑張っても、家に帰って・・・となると意味がないと思うのですけれども。

○菅原委員長　お願いしていいでしょうか。

○菊池スポーツ健康課施設・学校健康担当課長　食育の指導につきましては、学校の中の体制も重要ですが、地域の連携ということで、もちろん家庭との連携というところも重要です。例えば、学校行事として、学校で獲れた米を使ってもちつきをやったりとか、そういうのに親も一緒に参加したりして、そういった行事食のようなイベントだとか、あとは学校給食に親の方も来てもらって一緒に食べるだとか、そういった機会を通して親御さんへの啓発も図っておりますし、あとは学校からの給食日より、保健日よりといったものを通じて、御家庭でもそういった形で食生活をというふうな御指導は、各市町村とも学校のほうで取り組んでいると認識しております。

○菅原委員長　4ページのところで、食育は学校と家庭、地域が連携して行うというふうな形になっていて、例えば給食日よりなどを通じた家庭への働きかけとか、教育振興

運動の展開を図りながら地域と家庭と子供が連携して食育活動をするとか、一応、親の教育も大切であるというようなことで、学校現場ではそういうやり方で推進するというような取組の内容となっている。それから、生涯にわたる健全な食習慣の形成のところの中では、親自身もそういう食生活をちゃんと向上できるような知識と技術を身につける方法を取るというような、目標は掲げられているということですが、ちゃんとこれが動いているかどうかということで、それをいま、23年度実績と24年度計画という形で見ていて、成果がどういう形で出てくるのかということを見ていくことになるというふうに思っております。

○小向県民くらしの安全課総括課長 本日お渡ししました食育基本計画の冊子がございますが、いま委員長に説明していただいた部分等でございますけれども、13ページを御覧いただければ、いま教育委員会のほうでも説明したとおり、13ページには小中高生の健全な食習慣の形成という部分で、幾つか県の取組が掲げられている中で、学校における食育の推進、地域との連携による推進、給食だよりなどを通じた家庭への働きかけ、あと教育振興運動というような部分が載せられております。

また、ちょっとお開きいただきまして14ページ、15ページの部分になりますけれども、こちらにつきましては、結局この食育推進計画自体が県の取組ということだけではなくて、さまざまな主体が一体となって取り組むということで、県民の皆さんであるとか団体の皆さんへの呼びかけというような形で計画を推進していくという形にしていますが、その15ページのところに家庭への呼びかけについて書いてございます。

その中で、家族団らんであるとか、食習慣を育てるとか、そういった家庭での役割といったものも書かせていただきました。この計画自体もやはり家庭と一体となって進めていくのだというふうなことで立てているところでございますので、御理解いただければと思います。

○若生委員 資料3-1のⅡのⅣの地域に根ざした食育の推進のところでは、取組数、成果指標数ともに9、2と非常に少ないですが、地域では食育の活動が行われており、私たちが胆江地域の食の匠として、結構食育の活動をしています。ただ、資料を見る限り、そういう地域でどの程度取組が行われているのかというふうなことが見えてこないもので、そこが実際に見えるようにできないものかなと。逆に充実している部分もあるので、本当だったらその辺りが見えるような指標の設け方、拾い方、課題の設定の仕方ができるような、もう少し何か実態が見えるような書き方はできないものでしょうか。

○小向県民くらしの安全課総括課長 非常に重要な御指摘だと思います。この評価自体は県の取組に対する評価という形になってはいますが、先ほどわたくし申し上げたとおり、これは県民なり団体なりが一体となった計画ということで、本来は皆さんも含めてどんなことをやっているのかということの評価できれば一番いいわけですが、ただ、主体となって評価されるのはやっぱり県の施策であって、その中でいろいろな方との連携をとということから、こういう評価のやり方をしていますけれども、非常に重要な御指摘だと思いますので、今後いろいろな資料をつくる際、民間の取組はどのような形で行われているのかという部分も資料に出来れば、そういったものも皆さんにお示ししていろいろ御意見を踏まえるということも、工夫したり検討したりしていきたいと思っています。ありがとうございました。

○若生委員 先ほど、計画の中ではいろんな課が取組を行っているというお話でしたけれども、今言った地域の活動や食の匠の活動なども、個人でというよりは農業振興課でしたか、県の農政サイドからの委託で、地元の食材を食べてもらえるような講習会などを開催したり、結構私たちとつながっていて、ここにいらっしゃる課の他のところの依頼でやっていたりするのですけれども、同じ県のそういう事業であっても、どこが主催したかで変わってきていないかという、ちょっとその民間のという部分ではなく、県が行っている事業であるにもかかわらず上がってこない。県産材を使った給食をもっと増やしてもらおうということで、食改善の方だったり、食の匠の講習会というのも実際あったりするのですが、見えてきていないということなので、民間のという意味だけではなく、県の中でお互い何をやっているかということも、もうちょっとうまく拾って書いていただくとよいかなと思いますので、よろしくお願いします。

○菅原委員長 よろしいでしょうか。Ⅲのところ盛られているのですね。今おっしゃった地域での取組だとか、食改さんの活動などは、Ⅲの食糧供給県としての特性を生かした食育の推進のところ盛られている。どう区分けしてどこに入れるかによって、少し見え方が違っているということだろうと思いますので、地域に根ざした食育の推進のほうに盛ったほうがよいということであれば、そうしてもいいのかなとは今聞いていて思いましたけれども。

あとは皆さんから御意見などありませんでしょうか。そろそろ締めてもよろしいでしょうか。

○若生委員 高校のモデル校はどこでしょうか。

○菊池スポーツ健康課施設・学校健康担当課長 盛岡二高です。

○菅原委員長 女子校でやるわけですね。むしろ女子校でないところのほうが確かなような気がします。

では、あと皆さんから御意見などありませんでしょうか。

(「なし。」の声)

○菅原委員長 食育については、たくさん質問や意見が出されましたけれども、私から一つお願いしたいのは、県でいろいろ取られている指標があると思いますけれども、それをぜひ次年度、内陸と沿岸で分けることができるのであれば、地域に分けた指標のデータを出していただいて、被災したことによって本当に食生活の実態がどうなっているのか、何か違いが出ているのか、出ていないのかが見えないのかなという気がしています。例えば、朝食の欠食率の割合は、県が独自にとっているデータがあると思うのですが、特に何か別なデータを取ってくださいということではなくて、県が取っているデータの中で、もし内陸と沿岸で分けて出せるデータがあるのであれば、出していただけると。私は今回の被災でかなり沿岸と内陸で食育について格差が出ているような気がしていますので、そこをデータで出していただければ、次年度以降の取組のときに、どういう形で沿岸地域の食育の強化という部分、集中的に進めていくべき場所というのが、もし出てくるのであれば、やっていただけないかなという気がすごくしています。

全体として達成できていないということですが、特にそういうところが問題になってはいないかなという気がします。いろんな方にお伺いすると、沿岸地域の仮設住宅の方たちの食生活はかなり偏っているという情報があり、多分皆さんも御存知だろうと思うのです。それが見える形にならないと、本当にどう取り組んでいったらいいのか、ここだけの問題では決してないと思いますので、ここで取っている指標に従う形で、きちっとデータが示せば、もう少し違った形で沿岸の食生活の支援に、食育だけではなくもっと幅広い、いろんなところで取り組んでいただけるのではないかなと思いますので、そういうことができるのであればよろしくお願ひしたいなと思っています。

昨年度は食育どころではないという言葉も聞かされて、今だからこそ食育やってもらいたいと私は思っていましたけれども、なかなかこれ声高に言えない年だったと思います。24年度は本当にいろんな意味で強化して、心と体の健康のためにも食育が大切だというような運動を、県も食育推進ネットワークとかいろんなところと連携して取り組んでいけるようにしていければいいと思いますので、県のほうでもその後押しを、データ

等も活用して行っていただければ、みんなで取り組んでいけるのではないかなと。

食育は、県だけではなくて、県民もみんなで取り組む計画になっていると思いますので、是非みんなで取り組むための目標を示せばいいかなと思っています。特に高校の取組のところはデータを見ても、もうちょっと何とかしてほしいということが明らかにわかりますので、ぜひ24年度の高校の取組に期待したいと思います。

あと、市町村レベルの推進計画の策定というのが、推進計画でやっぱりキーになると思います。県レベルの計画をつくっても、市町村のレベルで推進をしていく計画がなければ、県と学校の計画は絵にかいた餅になってしまいかねませんので、是非その辺のところの強化をお願いして、数値目標、これはぜひ達成する方向で進めていただきたいと思っています。ということで、食育についての評価を終わらせていただきたいと思いません。

それでは、議事の次にいって、その他ということで、何か委員の皆様から評価以外のところで御意見や御質問はございませんでしょうか。

○若生委員 資料の3-2の5ページの24年度の計画にも、食品の放射性物質汚染の関係について積極的に取り上げていくということがあって、そういう面での取組に関しては、それはいいのですけれども、私たちの地域の食の匠の研修会の場でも、食育ということで指導するにしても今までどおりにはいかないよねという話が出たのです。本来であれば丸ごと食べようとか、皮まで食べようとか言っていたものが、ある地域、県南のほうに行けば行くほど、それは今の状況ではしないほうが良いという、内部被ばくの関係でそれはうまくないということが出てきたり、やっぱり今までどおりではなく、まだまだ学ばなければならないものが出てきたり、学んだ上で伝えなければならないことが出てきているというときに、やっぱりそういう機会がまだまだ少なくて、放射性物質に関して話を聞いたら、放射線ってどういうものかということまでのお話には至るのだけれども、では実際自分たちの住んでいるところで、流通しているものではなく畑でとれた野菜は食べていいのか悪いのか、検査体制は誰でもすぐにいつでも測れるというふうにはなっていないので、どうやって不安を解消すればいいのかということに、まだまだ答えが足りないという状況です。それを私は今日お伝えして、県の取組をもう少し進めてほしいなことと、やっぱり場所によって、特に県南のそういう心配が実際にあるところに対しての取組の早さとか厚さを、ぜひ考えていっていただきたいなというのがあります。具体的な中身について知る機会をもっと増やしてもらおう。あとは測れる

体制をもっと整えていく。その作業をぜひお願いしたいと思いますので、よろしく願  
いします。

○菅原委員長 考えてくださっていますよね。

○岩井食の安全安心課長 結局、放射性物質に対する県民の皆様の安心感、不安解消と  
いうのは、そういった情報をいかに知ってもらえるか、いかに正しく理解してもらえる  
かということに尽きると思っています。ということで、今年になってから4回ほど意見  
交換会という形でリスクコミュニケーションを開催させていただいておりますし、県内  
全域から出前講座的な要望があれば、うちのほうから出かけて行って、放射性物質と健  
康影響についての講義といったことも積極的にはやっているところです。まだまだ足り  
ないという御指摘もあると思っています。ですので、こちらがそういった受ける形で、  
それに答えるということだけではなくて、積極的にこちらから情報を発信して、そうい  
った正しい理解を県民の方にさせていただくため、今後も進めていきたいと考えています。

○菅原委員長 ありがとうございます。それも含めて前回の意見交換会の課題に対す  
る対応状況が、事務局からあると思いますので、それについて、では事務局のほうから  
お願いします。

○小向県民くらしの安全課総括課長 それでは、資料4を御覧いただきたいと思います。  
A4の紙1枚のものでございます。6月8日の放射性物質汚染による食品への影響に関  
する意見交換会でお出しいただきました意見に係る対応状況というペーパーでございま  
す。資料4でございます。

まず、菊池委員さんのほうから、いわゆるアンケート調査結果につきまして、属性な  
ども踏まえて理解度等を分析した上でさらに取り組むべきだという御指摘がございまし  
た。当初4回の開催という形で進めていましたけれども、いま若生委員のほうからもお  
話があったとおり、やはりまだ県民の間で不安があるということで、とりあえず9月29日、  
また追加して開催するということにいたしました。そういった中で、菊池委員から御指  
摘のあった属性の分析等も踏まえて、よりわかりやすい形でこういったリスクコミュニ  
ケーションを開催したいと考えてございます。

二つ目は、金子委員のほうから御指摘いただきました子供の内部被ばく調査を継続実  
施すべきであるという御指摘でございます。これにつきましては、有識者会議の結論で  
あるとか意見、国の動向等を踏まえて今後の対応を現在検討中ということでございま  
すので、よろしくお願いしたいと思います。

また、あわせて金子委員のほうからは、放射性物質の調査件数等の設定の考え方についていろいろ御質問がありまして、他県の状況につきまして回答を保留していた部分がありました。これにつきましては、宮城県、福島県等から個別に聞きましたところ、特段独自のルールで定めてはおらず、国のいわゆる原子力災害対策本部の考え方、資料に括弧書きに書いてあります、出荷制限等の品目、区域の設定、解除の考え方という通知が出ておりますけれども、それに沿って検査しているということでございます。他県についても同様という状況でございます。

ただ、後で説明いたしますけれども、昨日この国の考え方の一部が追加されたり修正されたりしてございます。これに基づきますと、本県ではさらに検体数を増加させなければならないというような状況になってございますので、さらに強化された調査が行われる方向になっているということで御理解いただきたいと思っております。詳細については、後ほど御説明いたします。

もう一つ、金子委員のほうから検査結果の公表の仕方を改善すべきであるという御指摘をいただきました。これにつきましては、県のホームページの様々な情報を整理し、地図等のグラフィックを活用したような形で情報発信を工夫しているところです。その中で、後でホームページを御覧いただければわかりますけれども、「いわての今」という項目を設けまして、生活空間の放射線量等の情報発信として、簡単にすぐわかるように地図などを活用した形で改善してございます。今後も様々、食べ物であるとか健康等の情報についても、そういった見やすい形に改善していきたいと考えてございます。

続きまして、小川委員のほうから御指摘いただきました出荷自粛等の公表情報が流通業者に届かない中、報道のほうの方が早いのではないのかと、それでは困るというような御指摘でございました。これにつきましては、速やかな情報提供に努めて、今後そういったことがないように気をつけてまいりたいと思っております。

もう一つ、小川委員からいただきました市町村あるいは事業者の検査機器の導入もふえたということで、これらの検査結果についてもあわせて公表するということをすればいいのではないのかというふうな御意見でございました。これにつきましては、いま県と市町村で協力体制の構築を図っているところでございます。検査体制の充実・強化については、さらに市町村等と連携を密にしながら検討してまいりたいと思っておりますし、そうした測定結果等を一体のもので整理するということも検討していきたいと考えてございます。

それでは引き続き、先ほど申し上げましたが、新聞報道には今日ございましたけれども、7月12日に国の検査計画等の考え方が一部修正・追加されてございますので、これについて食の安全安心課長から説明いたします。

○岩井食の安全安心課長 資料6になります。地方自治体が食品の放射性物質検査を行う場合に、国の通知、ガイドライン的なものですが、これに基づいて検査計画を立て検査を行っているわけですが、これが一部改正となっております。

改正になった部分を簡単にお話しいたしますと、岩手県が、今までは過去に単一品目で出荷制限指示の対象となった自治体ということで分類されていたものが、今回、過去に複数品目で出荷制限指示の対象となった自治体に格上げと申しますか、分類が変わっております。2ページ目の2の対象自治体、(1)のところは福島、岩手、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉とありますけれども、これまでは岩手は(2)のほうに入っていたものであります。これによって何が変わるかということですが、簡単に申しますと、検査の頻度が変わってまいります。これまでは、50ベクレルを超えるような品目があった市町村については3検体以上、それから主要産地の市町村については1検体以上検査を行うようにという内容となっておりますけれども、これからは50ベクレル以上の市町村にあつては3検体以上、それから主要産地市町村についても3検体以上、その他の市町村については1検体以上ということに、かなり検査頻度が増えてございます。

それから、二つ目ですが、検査対象品目の追加が行われております。今まで対象となっていなかった原木むきたけとか、みず、さんしょう、ぜんまい、しどけ、ふきなど12品目が検査対象品目に追加されております。

それから、3点目でございますが、野生鳥獣、クマとかシカとかといったもの、それから海産魚類などの移動性が高い品目、これにつきましては解除に当たって県内を複数の区分に分類するのではなくて、県域全体を原則とするという新たな規定が盛り込まれております。

それから、4つ目ですが、個別品目の取扱ということで、大豆及びそばが追加されております。

それと、米についてですが、昨年の検査結果などに応じまして検査基準も非常に細かく設定されたということが今回の大きな変更点となっております。

○菅原委員長 ありがとうございます。皆さんから何か質問や御意見はありませんか。新しい検査計画の指針も出てまいりましたし、前回の意見に対する対応状況ということ



ですが、金子委員は御意見ありませんか。

○金子委員 対応していただいたことについては感謝しております。今の説明もちょっとわかりにくかったので、すみません、あまりよくついていけなかったのですけれども、具体的に何がどう、例えば今までの検体数がどのぐらい増えるのかとか、今の説明だけではすみません、よくわからないのですが。よくわからないというか、実際どのぐらいになるのか。最初のはわかりましたよ。格上げだか格下げだか、一般的には格下げかなというふうに思うのですけれども、そちらの自治体のほうに入ったと。

米の検査についても新聞報道されているのですけれども、すみません、朝ちらっと新聞を読んできただけで、資料にもついてはいますけれども、岩手県の場合は具体的にどのような検査になるのかについても御説明いただければと思います。

○菅原委員長 お願いしてよろしいでしょうか。

○伊藤農林水産企画室主任主査 今回の改正を受けて、具体的に検査の部分がどういふふうになるかという御質問だと思うのですけれども、農林水産物については、穀類から野菜、果実類、それからキノコ、山菜と、水産物も含めて、現在の検査品目が48でございますが、これが第2四半期、7月から9月の検査計画においては、先ほどの説明にありましたとおり、さんしょうですとか、ちょっと時期をもう過ぎたものもあるのですけれども、そういった品目が加わってきます。

さらに、各品目については、岩手県の場合、これまで主要な産地に対して検査を行ってきたということで、市町村から大体1検体ずつをこれまでサンプリングして検査をしまいましたが、これが格上げになることによって3検体ずつということになります。ですので、単純計算しますと48品目掛ける3検体ずつというふうに、ちょっと乱暴な言い方ですけれども、そういうふうに対象品目が増えるということと、その品目ごとの検査件数がそれぞれ増えるという、ざっと大まかにはこのような変更になってくるかと思えます。

○菅原委員長 お米についてということでしたが。

○高橋農林水産企画室企画課長 続きましてお米についてですけれども。

○金子委員 すみません、お米の前にちょっと、今の説明も、例えば7月から9月で48品目でも検体数は全然違うと思うのですが、すみません、私は細かいのは見ていなくて、各県比較を大体1から2検体ずつ見ているのですけれども、そうすると48品目で今まで何検体していたのか。例えば、ざくつとでいいのですけれども、何品目になって、検体

数はどのぐらいになるか。48掛ける3ということでもないのでよね、対象品目も増えるということなので。例えば、7月から9月期であれば、品目数と検体数がざくっとでいいので、どのぐらいになるかを教えていただきたいのと、あとやっぱり、いま組合員さんたちからも海産物に関する不安が相当出されているのです。ちょっとさっきの説明はよくわからない。海産物関係の種類も増えるということなのですか。種類も検体数も増えるのか。今までとの比較でどのぐらいに増えるのか、ざっくりした数字でいいから教えていただけると、比較としてよくわかるのです。

○伊藤農林水産企画室主任主査 今の御質問にお答えします。正直この通知を見たのは、私も今日の朝になってからでございます。それで今、各関係課に対しまして品目はどれぐらい追加になるのかとか、検体数の見直しについてお願いをしているところでして、近々、第2四半期の検査計画について見直すこととしておりますので、現時点で何品目、何検体増えるかについて、はっきり申し上げることが出来ません。

それから、48掛ける3品目というのは、確かにちょっと乱暴な計算ではございますけれども、野菜ですとか果実類については、これまでどおり主要な産地の市町村に対して検査を行いますので、そこでは1市町村当たり3検体です。それから米については、また農林水産省からの指示に基づいて、ちょっとやり方が変わってきていますので、そういったものを足し上げていくと、かなり数字的に増えてくるのかなというふうに思っております。

○高橋農林水産企画室企画課長 米について説明させていただきます。米も今日、報道があったようですけれども、いずれ検査で50ベクレル以上の結果が出たところは全戸を調査するという通知が出たということですが、本県の場合、昨年度の調査で50ベクレル以上の結果は一切出ておりません。全市町村で出ておりません。

50ベクレルを超えていないところについてはどうかといいますと、状況に応じて調査としか示されておりませんので、これから国とそういう市町村についてどういう調査をするか決めていかなければならないですけれども、サンプル調査ということになれば、全市町村でサンプルを取って調査するということになりますが、全戸調査ではないようになるのではないかと思っております。

○菅原委員長 水産物については何かありますか。

○伊藤農林水産企画室主任主査 水産物についても、先ほどお答えしたとおり、この通知に基づいて、どの品目を追加するかという精査をしているところでございますので、

申し訳ありませんが、後で検査計画を策定次第、即座に県のホームページで公表しますので、そちらのほうで御覧いただければと思います。よろしくお願ひします。

○岩井食の安全安心課長 今回追加された品目だけ、ちょっとご紹介いたします。10ページをお開きください。上のほう、ウ、きのこ・山菜類の中の上から5行目の後ろ、原木むきたけ（露地栽培）、それから次の段、うわばみそう（みず）、さんしょう、ぜんまい、もみじがさ（しどけ）、ふき。

それから、同じページの下のほうにいて、ウのきのこ・山菜類の中の菌床エリンギ（施設栽培）、菌床はたけしめじ（露地栽培）、いわたけ。

そして、11ページになりまして、中ほど、アの海産魚種の中の5行目、ナガヅカ、それから次の行のボラ、イの一番下ですけれども、ナマズ類、以上が今回新たに追加された部分でございます。

○菅原委員長 ありがとうございます。そのほか何か御質問や御意見はありませんか。

○金子委員 今回の国の指示でさらに検査、検体数が多くなることは、県にとっては大変だとは思いますが、それだけ検査の数が増えれば消費者としては安心も増えるので、やっぱり結果をきちんとわかりやすく公表することで、安心というか、そういう結果なのだということを理解してもらえということですので、頑張つて検査をしていただきたいなと思います。

前にも質問したと思うのですが、検査を増やすのもそうなのですが、私はやっぱり農地検査がベースではないかなと、どう考えても思うのです。岩手県全部でなくてもいいので、重点調査地域だけでも、もう少しきめ細かに農地検査ができないものかなと思うのです。

前にたしか1回調査して岩手県はそんなに農地の汚染レベルが高くないのでやりませんということでしたけれども、結局いま問題になっているのは、山に行くところが除染ができないわけですから、それが流れてきてさまざま他の汚染や、田んぼでもそういう汚染というのが出てきていると思うので、やっぱり1回だけ検査すればよいというふうにはならないのではないかと思います。農地検査があつて、それとリンクする形での食品の検査だったり、農地での対策だったりということが、やっぱりどうしてもベースであると思うのです。

昨日福島のほうで、生協や民間、福島大学も協力して、やっぱり農地が基本であるということで、かなりきめ細かい農地検査をやるというお話も聞いてきました。岩手とは

全然条件違うのはわかるのですけれども、やっぱり岩手県内の中でも数値が高かったところはそういった検査をしないと安心できないかなと。幾ら食品検査をしても、切りがないと言うと変ですけれども、そこをもうちょっと検討していただけないものかなというふうに思います。

○下斗米農業普及技術課主任主査 昨年度岩手県として160箇所 of 農地の放射性物質の調査をいたしました。この結果はマップにして、推定値ではありますが、それぞれの農地の濃度がわかるようにしております。ただ、委員がおっしゃるように、モニタリングというような形で、どのような変化があるのかを把握することは必要だと認識しております。それで、今年については調査研究という形で、農業研究センターのほうで、県南地方を中心に約300箇所の地点で、それぞれの食品、野菜とかの可食部を通し、それで土壌も調べるとか、その移行状況の調査ということで調査研究をしております。この結果につきましては、今年2月に各農家に対し放射性物質の影響防止の生産管理マニュアルを作成、配布しておりますが、この中で、統計処理をした形となりますが、公表したいと考えています。

○金子委員 生産管理マニュアルというのは来年の夏に出るのですか。もう出ている。

○下斗米農業普及技術課主任主査 もう出ています。

○金子委員 それは、例えば作物の移行関係だと、こういう作物であればあまり、比較的高い値の土壌でも移行しないとか示されるのですか。まあ、福島 of 例を見てかなりわかってきていますので、果実類は出やすいとか、きのこ類は出やすいとか、逆に稲はそう移行しないとか。ただ、昨日の話だとそれは結構土壌や条件によっても少しは変化があるということでしたけれども、それは岩手県 of 県南地域のそういう調べたもので示されるということなのですか、一般的なものではなくて。

○下斗米農業普及技術課主任主査 実は、先ほど昨年度160箇所で調べたと話したのですけれども、それ以外に23年度は作物への移行状況の調査研究もしております。その結果を先ほどのマニュアルに載せているのですけれども、マニュアルの中ではその結果について、やはり土壌にはある程度放射性セシウムがあると。しかし、作物には吸われないで、可食部ではほとんど不検出という結果が出てくるというふうに載せております。おそらくまた今年も同じような傾向になるのではないかなと考えております。

○菅原委員長 これは、県のホームページにも公表になっているのですね。

○下斗米農業普及技術課主任主査 はい。

○菅原委員長 今回の新しい調査研究の結果も同じような形式で公表されるということですね。

○下斗米農業普及技術課主任主査 そういう予定です。

○菅原委員長 わかりました。

それでは、そろそろいかがでしょうか。時間があと5分ぐらいになってまいりましたけれども、よろしいですか。

(「はい。」の声)

#### 4 その他

○菅原委員長 それでは、最後のその他というところで、知事の安全安心メッセージについて、流通課からお願いします。

○藤代流通課企画マーケティング担当課長 私からは、一番最後のほうに添付されております資料5について説明させていただきます。

両面刷りにさせていただいております。風評被害の防止対策として取り組んでいることについての御紹介になります。風評被害を防止していくことについては、一つはいま委員の御指摘、あるいは農業普及技術課からも申し上げましたとおり、農作物の放射性物質の吸収抑制を図る、こういった生産管理を徹底して、それから出来上がった農林水産物の定期的な検査を行って安全性を確認し、それを公表していく。それから、検査結果に応じて出荷自粛などの所要の措置を講じて流通しないような対策をやっていくと。

こういった一連の中で風評被害は防止されていくものだろうというふうに考えていますけれども、それ以外に、例えば首都圏の消費者の皆さんとか事業者の皆さん、こういった方がなるべくわかりやすく理解していただけるよう、あるいは店頭で県産農林水産物の販売に当たって、こういった資料を活用して安全性をPRしていくといったようなことに、使っていただきたいということでこの資料を作成しております。

おもて面につきましては、一つは岩手県で安全性を確保するためにやっている取組の具体的な内容を簡単に記述しているものでございます。この資料は県のホームページに5月下旬ぐらいから載せているものでございますけれども、裏面につきましては6月末現在の最新のものになっております。その中で、これまでの農林水産物の放射性物質検査で安全性が確認されたものはこういったものがありますよという情報を掲載して、消費者の皆さん、あるいは事業者の皆さんで御利用いただくよう、パンフレットの的にお示

しをさせていただいているものでございます。

○菅原委員長 ありがとうございます。

それでは、今後のリスクコミュニケーションの開催等についてということでお願いします。

○岩井食の安全安心課長 2点ほどお知らせがございます。

1点目は、今後のリスコミの開催予定についてです。9月29日土曜日、13時から16時まで、釜石ベイシティホテルにて開催することとしております。基調講演を放射線医学総合研究所の原田先生、盛岡で行ったリスコミのときをお願いした先生でございますけれども、原田先生に基調講演をお願いし、コーディネーターは板井先生をお願いしてございます。是非委員の皆様にも参加していただけるようお願い申し上げます。

それから、次回の委員会の予定ですが、11月に開催する方向で委員長と調整をさせていただきたいというふうに考えております。内容につきましても、現地調査とするのか、あるいは会議形式とするのか、その辺につきましてもあわせて委員長と相談させていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○菅原委員長 ありがとうございます。

それでは、11月の委員会は会議なのか、どこか現地調査なのかということだそうですが、もし皆さんからぜひこういうところへ行ってみたいという御要望などありましたら、事務局のほうにあらかじめお話をさせていただければよいかと思えます。

## 5 閉会

○菅原委員長 それでは、長時間にわたりまして委員会、ありがとうございます。第5回食の安全安心委員会を終わらせていただきたいと思います。御協力ありがとうございました。